

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号

三光産業株式会社

代表取締役社長 遠藤 幹雄

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度の熊本地震により、被災された皆様には心よりお見舞申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階「大雪の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額
設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに（アドレス <http://www.sankosangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎代理人による出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速や原油価格下落の影響等が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

印刷業界におきましては、印刷需要の減少により販売競争はますます厳しさを増す中、受注単価の低下、原材料の高騰等により経営環境は一段と厳しい状況が続いております。

このような状況のもと当社グループは、当連結会計年度の利益計画を達成するための戦略として、「1. 不採算事業所の改善、2. 海外事業の安定と強化、3. 新規事業・新業種への営業展開による売り上げ増、4. 設備投資部門への全社一丸となった支援体制」を掲げ、業績回復に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、中国地域への販売不振等により、当連結会計年度の売上高は9,831百万円（前期比97.8%）と減収となりました。

損益面におきましては、減収及びタッチパネル製品等の歩留率の悪化による原価率の上昇や人件費等の上昇による販管費の増加により、営業損失は241百万円（前期は23百万円の営業利益）、為替差損等の計上により、経常損失は257百万円（前期は68百万円の経常利益）、固定資産の減損損失等特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は464百万円（前期は62百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、第4四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。当連結会計年度の比較、分析は、変更後の区分に基づいております。

イ. 日本

日本国内の事業環境はますます厳しさを増す中、タッチパネル製品の幅広い営業展開を行い、また一般シール・ラベル等の安定的受注確保のため、既存分野への新規製品の拡販、新業種・新業界への営業展開を行ってまいりました。また、製造部門においては、関東地区シール部門の長野工場への集約、川越工場へのUV印刷機等の最新鋭設備を導入し、内製化を推進してまいりました。

その結果、売上高は6,096百万円（前期比101.9%）となりましたが、償却負担の増加等により、セグメント利益は40百万円（前期比15.9%）となりました。なお、日本に所属する連結子会社は、三光プリンティング株式会社であります。

ロ. 中国

営業面においては日本国内の営業部門との連携を深め、既存得意先の受注活動強化と新規得意先開拓の推進を行い、また、製造面においては内製化の推進及び歩留率の向上を図ってまいりましたが、利益の回復に至らず、売上高は3,274百万円（前期比96.2%）、セグメント損失は199百万円（前期は94百万円のセグメント損失）となりました。なお、中国に所属する連結子会社は、光華産業有限公司及び燦光電子（深圳）有限公司であります。

ハ. アセアン

マレーシアの受注環境は厳しい状況が続いておりますが、徹底したコスト削減、経費圧縮等を行い、また、日本等からは営業面・生産面における支援体制の強化を図り、業績回復に向けた活動を展開しております。

また、アセアン地域の事業拡大を図るため、平成27年5月にタイ王国（バンコク）に現地法人を設立いたしました。本格操業には至らず、アセアン地域の売上高は459百万円（前期比69.8%）、セグメント損失は94百万円（前期は128百万円のセグメント損失）となりました。なお、アセアンに所属する連結子会社は、サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は792百万円で、その主なものは、当社における建物改築及び機械設備の導入に伴う費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、平成27年5月にタイ王国にサンコウサンギョウ（バンコク）C O., L T D. を設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (当連結会計年度 (平成28年3月期))
売 上 高 (千円)	10,877,226	9,528,992	10,047,225	9,831,207
経常利益または 経常損失(△) (千円)	151,631	106,905	68,034	△257,416
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	△200,557	108,441	62,722	△464,402
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△32円38銭	17円51銭	10円12銭	△74円98銭
総 資 産 (千円)	10,471,387	11,088,129	11,758,785	10,837,476
純 資 産 (千円)	8,327,580	8,725,980	9,008,635	8,358,507

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンコウサンギョウ（マレーシア） S D N. B H D.	10,000千 マレーシアドル	70%	ラベル、パネル等の 製造及び販売
光華産業有限公司	30,000千 香港ドル	100%	ラベル、パネル等の 販売
三光プリンティング株式会社	30,000千円	100%	ラベル等の製造及び 販売
燦光電子（深圳）有限公司	33,000千 香港ドル	100% (100%)	ラベル、パネル等の 製造及び販売
サンコウサンギョウ（バンコク） C O., L T D.	20,000千 タイバーツ	100%	ラベル、パネル等の 製造及び販売

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 平成27年5月にサンコウサンギョウ（バンコク）C O., L T D. を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの取引は、国内大手電機メーカーグループとの取引が中心であります。

これらの大手電機メーカーにおいては、熾烈な価格競争に勝ち抜くため一層のコスト削減を狙い、自社の生産拠点の海外移転や中国・台湾系の巨大EMS（生産受託会社）への生産委託を加速させ、さらに部材の現地調達化を進めております。この結果、当社の得意とする家電メーカーとのシール・ラベル取引は海外へ移転し、国内市場の縮小が続いており、当社グループを取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは当面、新規分野であるタッチパネル関連製品を受注拡大の柱とし、この分野への経営資源の投入を図り、また需要に応じた生産体制の見直しにより、経営効率を重視した会社運営を目指してまいります。

国内市場におきましては、大手電機メーカー向けを中心にシール・ラベル需要は縮小が予測されますので、これに対応するため、昨年12月末に関東圏のシール部門3工場を千曲川工場（新名称、長野工場）に統合し、今後はより一層の効率化を図ってまいります。また、一方で国内外においてデジタルカメラ、カーナビゲーション向け等の部材を中心としたタッチパネル関連製品の需要は拡大することが予測され、案件毎により高度な知識・技能が必要となります。これに対応するためには、国内外の製造販売拠点のより一層の連携強化が必要であり、このため本年4月に海外営業部を新設し、国内外の事業所の連携を強化し、この分野の受注の拡大を目指してまいります。さらに医療分野等の新規市場の開拓を通じ、収益の多様化を図ってまいりる所存であります。

海外事業展開につきましては、中国及びアセアン地域の海外現地法人で厳しい状況が続いており、生産・営業体制の立て直しが急務となっております。これについて、今後もアセアン地域においてはセットメーカーの生産シフトは続いていくものと思われますので、タッチパネル製品及び海外移転したシール・ラベル製品においても取りこぼしのないよう新設した海外営業部を中心にアセアン地域の中核拠点であるサンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及び昨年5月に設立したサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. との連携を強化し、受注の拡大と生産の効率化により原価低減を図り業績の早期回復を推進してまいります。また、中国地域においては、当社グループの中国の生産拠点である燦光電子（深圳）有限公司の生産能力・技術力のより一層の強化を図り、営業拠点である香港の光華産業有限公司と国内営業部門との連携を密にして積極的な営業活動を展開し、業績の回復を加速してまいりる所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び子会社5社で構成されており、主として接着剤付きラベル・ステッカー・パネル等の特殊印刷製品の企画並びにその製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	東京都渋谷区	川 越 工 場	埼玉県川越市
大 阪 支 店	大阪府東大阪市	長 野 工 場	長野県佐久市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋緑区	大 阪 工 場	大阪府東大阪市

(注) 1. 平成27年11月、千曲川工場の名称を長野工場に変更いたしました。
2. 平成27年12月、方南工場を長野工場に統合いたしました。

② 子会社の主要な営業所及び工場

サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.	マレーシア国セランゴール州
光華産業有限公司	香港
三光プリンティング株式会社	東京都板橋区
燦光電子（深圳）有限公司	中国広東省深圳市
サンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.	タイ王国バンコク都

(注) 平成27年12月、三光プリンティング板橋工場を当社長野工場に統合いたしました。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
633 (49) 名	4 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
210 (42) 名	12 (△3) 名	39歳8ヶ月	13年6ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

- (8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,378,800株
- ③ 株主数 459名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
土 田 雄 一	367,161株	5.9%
三 光 産 業 取 引 先 持 株 会	343,800	5.6
鈴 木 佳 子	315,567	5.1
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	309,100	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	304,320	4.9
吉 田 文 子	281,338	4.5
鮫 島 英 子	274,851	4.4
小 舘 雅 子	232,527	3.8
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	171,000	2.8
横 山 由 実 子	166,824	2.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,185,791株所有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤 幹雄	執行役員 三光プリンティング株式会社取締役 サンコウサンギョウ（マレーシア）S D N. B H D. 取締役
常務取締役	樋渡 正弘	執行役員 三光プリンティング株式会社取締役
常務取締役	平井 孝正	執行役員総務部長 三光プリンティング株式会社監査役
取締役	高橋 光弘	執行役員経理部長
常勤監査役	高村 茂	
監査役	植松 省自	税理士法人京葉会計事務所代表社員
監査役	大津 素男	大津公認会計士事務所公認会計士副代表

- (注) 1. 監査役植松省自氏及び監査役大津素男氏は、社外監査役であります。
2. 監査役植松省自氏及び監査役大津素男氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大津素男氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役植松省自氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は監査役植松省自氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (一)	61,325千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,400千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (2名)	72,725千円 (6,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月23日開催の第29回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月23日開催の第29回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は、平成19年6月28日開催の第47回定時株主総会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

③ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役植松省自氏は、税理士法人京葉会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大津素男氏は、大津公認会計士事務所の公認会計士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
監査役 植松省自	11	92	14	100
監査役 大津素男	11	92	14	100

ハ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・監査役植松省自氏は、主に税理士の経験及び知見に基づく企業会計の専門的な見地から発言を行っております。
- ・監査役大津素男氏は、主に公認会計士の経験及び知見に基づく企業会計の専門的な見地から発言を行っております。

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社には現時点では社外取締役がおりませんが、社外取締役が経営の監督等において一般的に有用であることは認識しております。他方において、当社は、粘着材・接着剤付の特殊印刷物の製造販売を行っており、当社取締役会はこの分野に関する十分な知見及び経験に基づき、業務執行について議論をし、適切かつ迅速に意思決定を行う必要があるため、社外の方が取締役となることが当該意思決定の支障になりうるとの懸念もあります。そのため、従前は社外取締役を置いておりませんでした。

このたび、当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を、平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会に上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

(注) 1. 上記の額は、いずれも公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別の監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、光華産業有限公司、燦光電子（深圳）有限公司、サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

- ⑤ 会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に関わる事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・運営が著しく不当と認められたため

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス

コンプライアンスに関する当社の企業倫理行動方針、社員行動規範(コンプライアンスマニュアル)を当社の全取締役及び使用人並びに当社子会社(以下「グループ各社」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。)の全取締役等及び使用人に掲示し、啓蒙活動を行い、趣旨の徹底を図っております。

コンプライアンス活動を全社的な活動に位置づけるため、コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長が務めております。コンプライアンス委員会は、当社グループの企業倫理行動方針、社員行動規範の遵守状況を把握し、必要に応じて規範の改廃改善を講じ、効果的な活動を牽引することとしております。

ロ. 内部通報制度の設置

法令違反または疑義のある行為に対し、当社グループ使用人が通報できる制度を整備、運用しております。

ハ. 内部監査

当社グループの各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行状況を内部監査規程に基づき監査する代表取締役直属の内部監査室を設置しております。

ニ. 財務報告の信頼性を確保する体制

当社グループの財務報告が法令等に従い適正に作成され、信頼性が確保されるための体制を整備し、継続的に評価、見直しを行っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会ははじめ重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規定に基づいて決裁した文書等を法令及び文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る記録や決裁文書等をいつでも閲覧することが可能であります。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理全体を統括するリスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程を定め、各部門のリスク管理体制の責任者である各部門担当役員とともに、当社グループの体系的、部門横断的リスク管理体制の整備を行っております。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

イ. 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び重要事項に関する迅速な意思決定を行っております。

ロ. 毎年3月に当社の役員及び、グループ各社の主要な責任者が参加する経営方針会議を開催し、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、翌年度のグループ経営方針の審議、決定を行っております。

月1回部課長会議及び営業会議を開催し、業績の進捗状況の把握、情報の共有化を図っております。

ハ. 取締役会は業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を随時見直し、権限及び責任を明確にして効率的な職務執行を行っております。

ニ. 執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と経営効率の向上を図っております。

ホ. 当社グループの企業活動が、経営目標達成のため、適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について指導、監督し、改善を図るようしております。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対し、定期的に業績その他重要な経営事項を報告することを義務付けます。

⑥ 当社の監査役の業務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、必要に応じて監査役と協議のうえ、監査の職務を補助すべき使用人を配置いたします。当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループにおける職務執行に関する重大な法令、定款違反の事実、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは速やかに監査役に報告いたします。

報告の方法（報告書、報告時期等）については取締役と監査役との協議によることといたします。当社は、監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止いたします。

⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ。代表取締役は、監査役が内部監査室及び会計監査人と円滑な関係を築けるように配慮しております。

ロ。代表取締役は、監査役と定期的に会社運営に関し意見交換及び意思の疎通を図っております。

ハ。代表取締役は、業務の適正を確保するうえで重要会議への監査役の出席を確保しております。

ニ。監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理いたします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業倫理行動方針及び社員行動規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針に定めております。

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の関係行政機関と緊密な連携をとり、一切応じないことを明確にしております。

(運用状況)

当社は、上記業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めております。当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当社の取締役会は、取締役4名と社外監査役2名を含む3名の監査役が出席して行われます。取締役会は月1回の頻度で開催されており、重要な意思決定や職務執行状況等について活発な意見交換がなされております。

② リスク管理に関する事項

当社は、当社グループ全体のリスク管理について、統括する管理担当役員、各部門及び各グループのリスク管理体制の責任者と、各部門のリスク状況の管理体制の整備を行うとともに、未然防止策、対応策等を検討し、また、リスク管理上重要な情報の入手に努め、その都度取締役会において報告を行っております。

③ コンプライアンスに関する取組み

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っております。また、内部通報制度を設けており、社内においては総務部、社外においては当社顧問弁護士を通報窓口とし、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

④ 内部監査に関する取組み

内部監査室は、当社の各部署及びグループ各社が法令、定款、規定等に則して、適切に業務運営がなされているか、書類の閲覧やヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、取締役及び監査役が出席する取締役会において、監査結果を報告しております。

⑤ 監査役の監査体制

当社の常勤監査役は、取締役会に出席するほか、経営方針会議等の重要な会議に出席して意見を述べております。また、役職員に対しては個別のヒアリングを行い、取締役の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査室とも情報交換を行って、経営監視機能の強化を図っております。

また、他の監査役も取締役会に出席し、常勤監査役と連携の上、経営監視機能の強化を図っております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,588,170	流動負債	2,116,588
現金及び預金	2,632,791	支払手形及び買掛金	1,718,531
受取手形及び売掛金	2,981,155	未払法人税等	9,906
有価証券	201,430	賞与引当金	107,800
製品	361,921	繰延税金負債	19
仕掛品	117,057	その他	280,330
原材料及び貯蔵品	185,336	固定負債	362,380
繰延税金資産	6,600	長期未払金	35,103
その他	102,135	退職給付に係る負債	285,602
貸倒引当金	△257	繰延税金負債	31,422
固定資産	4,249,305	その他	10,252
有形固定資産	3,284,800	負債合計	2,478,969
建物及び構築物	1,068,960	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	542,839	株主資本	7,959,251
工具器具備品	30,860	資本金	1,850,750
土地	1,635,488	資本剰余金	2,272,820
リース資産	6,652	利益剰余金	4,849,516
無形固定資産	3,705	自己株式	△1,013,834
ソフトウェア	3,705	その他の包括利益累計額	253,557
投資その他の資産	960,799	その他有価証券評価差額金	185,298
投資有価証券	587,994	為替換算調整勘定	68,258
長期貸付金	112,658	非支配株主持分	145,697
繰延税金資産	2,130	純資産合計	8,358,507
その他	331,471		
貸倒引当金	△73,455	負債・純資産合計	10,837,476
資産合計	10,837,476		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,831,207
売 上 原 価		8,223,453
売 上 総 利 益		1,607,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,849,553
営 業 損 失 (△)		△241,798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,725	
有 価 証 券 売 却 益	20,039	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,710	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	14,235	52,711
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	60,875	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	7,454	68,329
経 常 損 失 (△)		△257,416
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	224	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,025	
減 損 損 失	201,718	202,744
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△459,936
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,000	
法 人 税 等 調 整 額	8,875	19,875
当 期 純 損 失 (△)		△479,812
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△15,410
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△464,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,850,750	2,272,820	5,357,269	△1,013,810	8,467,029
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△43,351		△43,351
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△464,402		△464,402
自己株式の取得				△24	△24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△507,753	△24	△507,777
当連結会計年度末残高	1,850,750	2,272,820	4,849,516	△1,013,834	7,959,251

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	151,478	186,814	338,293	203,312	9,008,635
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△43,351
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△464,402
自己株式の取得					△24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	33,820	△118,555	△84,735	△57,614	△142,349
連結会計年度中の変動額合計	33,820	△118,555	△84,735	△57,614	△650,127
当連結会計年度末残高	185,298	68,258	253,557	145,697	8,358,507

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.
光華産業有限公司
三光プリンティング株式会社
燦光電子（深圳）有限公司
サンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.

なお、サンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社といたしました。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三光プリンティング株式会社の決算日は連結決算日と一致しております。サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.、光華産業有限公司、燦光電子（深圳）有限公司及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、翌年1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～30年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権

ハ. ヘッジ方針

当社の社内ルールに基づき、為替変動リスクをヘッジしております。外貨建取引のうち為替変動リスクが発生する場合は、そのリスクヘッジのため、原則として為替予約取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて変動相場またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式で処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 差し入れた銀行保証状発行の見返りとして発行銀行より次のものが拘束されております。
現金及び預金(定期預金) 17,103千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,512,538千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

区 分	場 所	用 途	種 類
光華産業有限公司	香 港	特殊印刷用生産設備	建物及び構築物、 工具器具備品、 ソフトウェア
燦光電子(深圳)有限公司	中国広東省深圳市	特殊印刷用生産設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具器具備品、 ソフトウェア

(2) 減損損失に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額 (千円)
建 物 及 び 構 築 物	104,467
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	91,665
工 具 器 具 備 品	3,083
ソ フ ト ウ ェ ア	2,501
合 計	201,718

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグループ内の商圏の独立性及び会計単位を基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積りにより評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	7,378,800	—	—	7,378,800

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年6月29日開催の第55回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 43,351千円
- ・1株当たりの配当金額 7円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に属するもの

平成28年6月29日開催予定の第56回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 43,351千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当金額 7円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、取引先

企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に沿って行っており、またデリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注)2.参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,632,791	2,632,791	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,981,155	2,981,155	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	201,430	201,860	429
② その他有価証券	582,529	582,529	—
資産計	6,397,907	6,398,336	429
(1) 支払手形及び買掛金	1,718,531	1,718,531	—
負債計	1,718,531	1,718,531	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,464

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において、事業所の統廃合等により、遊休状態にある建物、土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
432,222千円	806,100千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、平成28年3月締結の売買契約に基づく金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,326円14銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△74円98銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当社の固定資産の売却

当社は、平成28年3月3日開催の取締役会において、当社が保有する固定資産を下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

① 譲渡の理由

資産の効率化と財務体質の強化を図るため。

② 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	現 況
東京都杉並区堀ノ内1丁目7番36号 土地 572.94㎡ 建物 1,217.91㎡	291,618千円	650,000千円	工 場

③ 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。

なお、当社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はありません。

④ 譲渡の日程

平成28年3月3日 取締役会決議日
 平成28年3月4日 契約締結日
 平成28年4月22日 物件引渡日

⑤ 損益に及ぼす影響額

当該固定資産の譲渡により、平成29年3月期連結決算において、諸費用等を除いた固定資産売却益341,481千円を特別利益として計上する見込みであります。

(2) 連結子会社の固定資産の売却

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、連結子会社である三光プリンティング株式会社が保有する固定資産を下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

① 譲渡の理由

資産の効率化と財務体質の強化を図るため。

② 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	現況
東京都板橋区東坂下2丁目9番8号 土地 479.35㎡ 建物 618.93㎡	140,130千円	156,100千円	工場

③ 譲渡先の概要

名称	株式会社堅城
所在地	東京都中野区東中野5丁目4番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 児島火山
資本金	1,000万円
事業内容	不動産ディベロップメント 主に戸建住宅の建築販売 ワンルームマンションの建築卸
当社との関係	当社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はありません。

④ 譲渡の日程

平成28年3月30日 取締役会決議日
 平成28年3月31日 契約締結日
 平成28年5月17日 物件引渡日

⑤ 損益に及ぼす影響額

当該固定資産の譲渡により、平成29年3月期連結決算において、諸費用等を除いた固定資産売却益11,910千円を特別利益として計上する見込みであります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,329,872	流動負債	1,846,071
現金及び預金	2,026,278	支払手形	899,629
受取手形	848,521	買掛金	658,964
売掛金	1,750,580	未払金	97,878
有価証券	201,430	未払費用	6,921
製品	187,776	未払法人税等	9,358
仕掛品	49,615	賞与引当金	96,500
原材料	56,723	その他	76,819
関係会社短期貸付金	106,683	固定負債	362,380
その他	102,579	長期未払金	35,103
貸倒引当金	△316	退職給付引当金	285,602
固定資産	4,790,081	繰延税金負債	31,422
有形固定資産	2,617,149	その他	10,252
建築物	774,752	負債合計	2,208,451
構築物	12,693	(純資産の部)	
機械装置	349,783	株主資本	7,726,203
車輛運搬具	9,723	資本金	1,850,750
工具器具備品	17,502	資本剰余金	2,272,820
土地	1,446,041	資本準備金	2,272,820
リース資産	6,652	利益剰余金	4,616,468
無形固定資産	3,526	利益準備金	157,125
ソフトウェア	3,526	その他利益剰余金	4,459,342
投資その他の資産	2,169,405	別途積立金	3,962,000
投資有価証券	587,994	繰越利益剰余金	497,342
関係会社株式	851,638	自己株式	△1,013,834
関係会社長期貸付金	453,948	評価・換算差額等	185,298
長期貸付金	112,658	その他有価証券評価差額金	185,298
長期前払費用	9,535	純資産合計	7,911,502
長期差入保証金	49,712	負債・純資産合計	10,119,954
その他	262,699		
貸倒引当金	△158,783		
資産合計	10,119,954		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,648,994
売 上 原 価		6,246,535
売 上 総 利 益		1,402,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,334,275
営 業 利 益		68,183
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,151	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,604	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	16,926	35,683
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	34,255	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	7,447	41,702
経 常 利 益		62,163
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	224	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	511	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28,436	28,948
税 引 前 当 期 純 利 益		33,439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,000	11,000
当 期 純 利 益		22,439

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	518,254	4,637,380	△1,013,810	7,747,140
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△43,351	△43,351		△43,351
当期純利益						22,439	22,439		22,439
自己株式の取得								△24	△24
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△20,912	△20,912	△24	△20,936
当 期 末 残 高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	497,342	4,616,468	△1,013,834	7,726,203

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	134,357	134,357	7,881,497
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△43,351
当期純利益			22,439
自己株式の取得			△24
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	50,941	50,941	50,941
事業年度中の変動額合計	50,941	50,941	30,004
当 期 末 残 高	185,298	185,298	7,911,502

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権

③ ヘッジ方針

当社の社内ルールに基づき、為替変動リスクをヘッジしております。外貨建取引のうち為替変動リスクが発生する場合は、そのリスクヘッジのため、原則として為替予約取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて変動相場またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式で処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,271,396千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に区分表示された以外で、関係会社に係るものは以下のとおりであります。

短期金銭債権

300,888千円

短期金銭債務

8,790千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高（売上高）

1,553,337千円

（仕入高）

313,469千円

(2) 営業取引以外の取引高（受取利息）

3,555千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式	1,185,739	52	—	1,185,791

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加52株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	293,461
賞与引当金	29,779
役員退職慰労未払金	10,487
貸倒引当金	48,717
未払事業税	2,625
退職給付引当金	87,451
建物減価償却費	53,681
減損損失	67,326
投資有価証券評価損	38,383
その他	15,050
繰延税金資産 小計	646,964
評価性引当額	△646,964
繰延税金資産 計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,422
繰延税金負債 合計	△31,422
繰延税金資産の純額	△31,422

(2) 実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注) 4	科 目	期 末 残 高 (注) 4
子会社	サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.	所有 直接70%	役員の兼任	—	—	—	—
			資金の援助	資金の貸付(注) 2	—	投資その他の資産の「関係会社長期貸付金」	120,000
				利息の受取(注) 2	2,400	流動資産の「その他」	269
	光華産業有限公司	所有 直接100%	製品・原材料の販売	製品・原材料の販売(注) 1	1,467,909	売掛金	243,042
	三光プリンティング株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	—	—	—	—
資金の援助			資金の貸付(注) 2	—	投資その他の資産の「関係会社長期貸付金」	151,084	
			(注) 3	—	流動資産の「関係会社短期貸付金」	106,683	
			利息の受取(注) 2	—	流動資産の「その他」	16,500	
サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD.	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付(注) 2	資金の貸付(注) 2	182,863	投資その他の資産の「関係会社長期貸付金」	182,863
			利息の受取(注) 2	利息の受取(注) 2	1,155	流動資産の「その他」	1,155

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

- サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.、三光プリンティング株式会社及びサンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。返済条件はサンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD. については、期間5年、三光プリンティング株式会社については、短期貸付金期間1年及び長期貸付金期間10年、サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD. については、期間3年としております。なお、担保は受け入れておりません。また、三光プリンティング株式会社に対する短期及び長期の貸付金については、同社の状況に鑑み元利金の返済を当面の間免除しております。
- 三光プリンティング株式会社に対する債権に対し、当事業年度に85,327千円の貸倒引当金を設定しております。
- 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,277円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円62銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年3月3日開催の取締役会において、当社が保有する固定資産を下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

- 譲渡の理由
資産の効率化と財務体質の強化を図るため。
- 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	現況
東京都杉並区堀ノ内1丁目7番36号 土地 572.94㎡ 建物 1,217.91㎡	291,618千円	650,000千円	工場

- 譲渡先の概要
譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。
なお、当社と譲渡先の間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はありません。
- 譲渡の日程
平成28年3月3日 取締役会決議日
平成28年3月4日 契約締結日
平成28年4月22日 物件引渡日
- 損益に及ぼす影響額
当該固定資産の譲渡により、平成29年3月期決算において、諸費用等を除いた固定資産売却益341,481千円を特別利益として計上する見込みであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月25日

三光産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 隆 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 葉 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三光産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三光産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

三光産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 隆 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 葉 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三光産業株式会社
の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

三光産業株式会社 監査役会

常勤監査役 高村 茂 ㊟

監査役 (社外監査役) 植松省自 ㊟

監査役 (社外監査役) 大津素男 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は43,351,063円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法）により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することを目的に社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、当該移行のため監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。なお、本議案は、本定時株主総会終結の時をもって、変更の効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第19条 当社の取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>(任期) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条 (条文省略) (社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、監査役及び監査役会を置く。 (員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任)</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第27条 当社の取締役の報酬賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削 除)
<p>第32条 当社の監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	
(常勤監査役)	(削 除)
<p>第33条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	
(監査役会の招集権者及び議長)	(削 除)
<p>第34条 当社の監査役会は、あらかじめ招集権者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</p>	
<p>② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当る。</p>	
(監査役会の招集通知)	(削 除)
<p>第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
(監査役会の決議方法)	(削 除)
<p>第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって決する。</p>	
(監査役会規則)	(削 除)
<p>第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	
(報酬等)	(削 除)
<p>第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
<p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第56回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、また、それに伴い取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	えん どう みき お 遠藤 幹雄 (昭和27年8月15日生)	昭和51年3月 当社入社 平成17年4月 生産管理部長 平成21年4月 執行役員（内部統制、環境、ISO担当） 平成22年4月 執行役員生産本部長 平成22年6月 取締役執行役員生産本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 平成24年6月 三光プリンティング株式会社取締役（現任） 平成24年6月 サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BH D. 取締役（現任）	23,600株	なし
2	ひ わたり まさ ひろ 樋渡 正弘 (昭和19年7月20日生)	昭和38年4月 当社入社 平成元年4月 第一営業部長 平成4年4月 営業本部副本部長兼第一営業部長 平成4年6月 取締役営業本部副本部長兼第一営業部長 平成7年6月 取締役生産本部副本部長 平成9年6月 取締役生産本部長 平成14年4月 取締役生産本部長兼第二営業部担当 平成14年12月 三光プリンティング株式会社取締役（現任） 平成15年6月 当社常務取締役生産本部長兼第二営業部担当 平成19年6月 常務取締役生産本部長兼第一営業部担当 平成20年4月 常務取締役執行役員生産本部長兼第一営業部担当 平成21年6月 代表取締役専務執行役員営業本部長 平成24年6月 常務取締役執行役員（現任）	79,616株	なし

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	ひらい たか まさ 平井 孝正 (昭和25年5月30日生)	昭和48年9月 当社入社 平成13年4月 総務部長 平成15年6月 三光プリンティング株式 会社監査役(現任) 平成17年9月 当社総務本部副本部長兼 総務部長兼経営企画室長 平成18年4月 総務本部長兼総務部長兼 経営企画室長 平成18年6月 取締役総務本部長兼総務 部長兼経営企画室長 平成20年4月 取締役執行役員総務本部 長兼総務部長兼経営企画 室長 平成24年6月 常務取締役執行役員総務 部長(現任)	12,300株	なし
4	たか へし みつ ひろ 高橋 光弘 (昭和28年11月4日生)	昭和62年10月 当社入社 平成18年4月 経理部部长 平成21年4月 執行役員経理部長 平成24年6月 取締役執行役員経理部長 (現任)	5,500株	なし
5	きた むら しん いち 北村 眞一 (昭和40年4月3日生) 【新任】	平成元年4月 当社入社 平成26年4月 第一営業部長 平成28年4月 執行役員第一営業部長兼 営業技術部長兼海外営業 部長(現任)	1,000株	なし

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との特別利害関係
1	たかむら しのぶ 高村 茂 (昭和26年8月7日生)	昭和51年3月 当社入社 平成18年4月 品質保証部長兼技術部長 平成21年6月 取締役執行役員生産本部長 平成22年4月 取締役執行役員品質保証部長 平成23年6月 顧問 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	12,800株	なし
2	おおつもと おお 大津 素男 (昭和28年5月17日生)	昭和59年10月 監査法人第一監査事務所 (現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成8年6月 新日本有限責任監査法人社員 平成18年6月 新日本有限責任監査法人代表社員 平成24年6月 新日本有限責任監査法人退所 平成24年7月 大津公認会計士事務所設立(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任)	一株	なし
3	かわぞえ ひろあき 川添 啓明 (昭和52年1月11日生) 【新任】	平成14年2月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 平成25年12月 弁護士登録 平成25年12月 横濱啓明法律事務所設立(現任)	一株	なし

- (注) 1. 候補者 大津素男氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
2. 候補者 川添啓明氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、候補者 大津素男氏が選任された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 候補者 高村茂氏は、現在、当社の常勤監査役であり、その就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 候補者 大津素男氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 候補者 高村茂、大津素男及び川添啓明の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
たか かし とう じょう 高橋利郎 (昭和46年10月7日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 米津合同法律事務所入所 平成13年3月 永田町法律事務所入所 パートナー弁護士(現任)	一株	なし

- (注) 1. 高橋利郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 高橋利郎氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、高橋利郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役報酬は、昭和63年6月23日開催の第29期定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、その報酬額は現在の取締役報酬額である年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役0名）でございますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名となります。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役報酬は、昭和63年6月23日開催の第29期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額は現在の監査役報酬額である年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館） 5階「大雪の間」
電話 03（3261）9921

J R 中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅
東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅A 1 - 1 出口
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅A 1 - 1 出口またはA 4 出口
上記各出口から徒歩約 2 分

（会場付近略図）

